統一特許裁判所（UPC）、初の年次報告書を発表

２０２５年３月２１日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

統一特許裁判所（UPC）は、2025年2月14日、設立と運営における重要なマイルストーンとして[1]、初の年次報告書を発表した。

この年次報告書では、UPCが2023年6月1日に正式に運営を開始して以来の裁判所の活動、第一審・控訴裁判所における判例、統計情報等が紹介されている。

年次報告書に含まれる控訴裁判所の判例については、以下の通り。

控訴裁判所の判例

I. クレーム解釈（claim construction）、仮処分（provisional measures）

a. UPC_CoA_335/2023、2023年2月26日および2024年3月11日付命令、
NanoString Technologies v. 10x Genomics[2]

1. 規則 206.2(b)から(e)に定める要件の遵守は、仮処分申請の実質的な内容に関するものである。これらの要件の審査は裁判官の責任であり、規則 209、211、212 に基づく命令を下す際に考慮しなければならない[3]。
2. 特許請求の範囲は、出発点であるだけでなく、EPC第69条および同条の解釈に関する議定書[4]に則り、欧州特許の保護範囲を決定するための決定的な基準でもある。特許請求の範囲の解釈は、使用されている文言の厳密な字義通りの意味のみに依存するものではない。むしろ、明細書および図面は、特許請求の範囲の解釈を補足する説明資料として常に使用されなければならず、特許請求の範囲の曖昧さを解消するためだけに使用されるものではない。しかし、これは特許請求の範囲が単なる指針にすぎず、その主題が、明細書および図面の審査後に特許権者が保護を求める主題であると思われるものにも及ぶことを意味するものではない。特許請求の範囲は、当業者の観点から解釈されるべきである。これらの原則を適用するにあたっては、特許権者に対する適切な保護と第三者に対する十分な法的確実性を両立させることを目的とする。特許

[1] 年次報告書の公表は、UPC協定 AnnexI の第23条（登記官の職務）の(e)等において、規定されている。
[2] 被告兼控訴人（NanoString Technologies）は、原告兼被控訴人（10x Genomics）の特許を侵害しているとして、第一審では差止命令が下されたため、控訴していた。
[3] 規則206が仮処分の申請書に関する規則、規則209が仮処分の申請の審査に関する規則、規則211が仮処分の申請についての命令に関する規則、規則212が被告の聴聞なしでの仮処分の命令に関する規則
[4] https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/protinta69.html

請求の範囲の解釈に関するこれらの原則は、欧州特許の侵害および有効性の評価にも同様に適用される。

3. UPC 協定第 62 条 4 項（指令 2004/48/EC 第 9 条 3 項も参照）とともに規則 211.2 に規定される「十分な確実性（a sufficient degree of certainty）」とは、裁判所が、少なくとも、出願人が訴訟を開始する権利を有しており、特許が侵害されている可能性が 50%超である（on the balance of probabilities to be more likely than not）と考える必要がある。裁判所が、特許が有効ではない可能性が 50%超であると考える場合、十分な確実性が欠如していることになる。訴訟の開始、特許の侵害または侵害の切迫性、および出願人の請求を裏付けるその他のすべての状況を証明する事実の提示および立証責任は出願人にあり、一方、決定の対象が、UPC 協定第 62 条 5 項とともに第 60 条 5 項に規定される被告への聴聞なしの措置命令でない限り、特許の有効性欠如および被告の立場を裏付けるとされるその他の状況に関する事実の提示および証明の責任は被告にある。

b. UPC_CoA_1/2024、2024 年 5 月 13 日付命令
VusionGroup v. Hanshow Technology [5]

- クレームの特徴は、常にクレーム全体を考慮して解釈されなければならない。

II. 立証と訴状（Substantiation, Statement of Claim）
UPC_CoA_265/2024、UPC_CoA_267/2024、UPC_CoA_270/2024、UPC_CoA_275/2024、UPC_CoA_277/2024、UPC_CoA_279/2024、
2024 年 9 月 18 日付命令、
Volkswagen v. Network System Technologies [6]

- 規則 361 に基づく訴訟手続きは、主張および証拠の全面的な交換を求めるものであってはならないが、「明らか（manifestly）」という言葉の使用から明らかなように、明確な事例に限定されるべきである。[7]

[5] 原告兼控訴人（VusionGroup）は、被告兼被控訴人（Hanshow Technology）が自身の特許を侵害しているとして、第一審に仮処分を申請したが却下されたため、控訴していた。
[6] 被告兼控訴人（Volkswagen）は、原告兼被控訴人（Network System Technologies）から特許侵害で訴えられたことに対して、予備的異議申立及び明らかに成立しない訴訟であるとの申請（規則 361）を行ったが、第一審では予備的異議申立の一部と規則 361 に基づく申請が却下されたため、控訴していた。
[7] 規則 361 は、明らかに成立しない訴訟に関する規則。裁判所が命令を下せる場合として、「明らかに法的根拠が欠如している（manifestly lacking any foundation in law）場合」という記載がある。

- UPC の手続は前置き方式（front-loaded system）ではあるが、原告が想定しうるあらゆる防御方法を想定し、あらゆる主張、事実、証拠を請求の理由に記載して提出し、それ以降は何も追加できないというわけではない。これは特に、原告が訴状で主張を行った後、答弁状で最初に提示した被告の反論に対する反論として、規則 29 (a)または(b)に基づく答弁状でこの主張をさらに裏付ける場合などに当てはまる。[8]
- 請求の主張が訴状において十分に論じられ、裏付けられているか否かという問題は、規則 361 に基づき決定すべき事項ではない。請求が十分に記載され、裏付けられ、必要に応じて証明されているか否かは、第一審裁判所が、すべての（追加の）提出書類および証拠を十分に検討した上で、本訴訟手続きにおいて決定すべき事項である。
- 特許を侵害する一つの実施形態を例として詳細に説明し、同様の構造を持ち、（本質的に）同じ理由で侵害する他の実施形態をリストに含めた訴状は、そのリストに含まれる実施形態に関して、規則 361 にいう法的根拠が明白に欠如している（manifestly lacking any foundation in law）訴訟には該当しない。

III. 仮処分（provisional measures）の申請[9]
UPC_CoA_182/2024、2024 年 9 月 25 日付命令、
Mammut Sports Group v. Ortovox Sportartikel[10]

1. 控訴裁判所は、その裁量により、すべての事情を考慮した上で、第一審裁判所が正当に受理しなかった申立を控訴手続きにおいて考慮するかどうかを決定する。
2. 仮処分命令の見直し手続きにおける控訴手続きの対象は、原則として仮処分命令手続きにおける申し立てに限定される。
3. 法的確実性および適正な司法の実現を確保するため、控訴の理由の陳述は、被控訴人が第一審判決に対する抗弁を準備し、控訴裁判所が控訴を決定できるように、十分に明確かつ正確でなければならない。裁判所は、訴えの根拠となりうる理由を添付書類で探し特定する義務を負わない。これは他の手続きからの申し立てにも適用される。

[8] 規則 29 は、取消を求める反訴に対する答弁書、答弁書に対する回答書、及びこの回答書に対する再答弁書の提出に関する規則
[9] 原文は、「予備的措置（preliminary measures）の申請」だが、判事事項が仮処分に関するものであるため、事務局にて修正
[10] 被告兼控訴人（Mammut Sports Group）は、原告兼被控訴人（Ortovox Sportartikel ）の特許権を侵害しているとして、第一審で仮処分命令が出されたが、その命令に対して控訴していた。

4. 決定の根拠となる口頭審理の終了後に提出された申し立ては、裁判所の決定においてもはや考慮されないかもしれない。[11]
5. 規則 211.4 にいう「遅延」は、規則 206.2 に従って仮処分命令の申請を行うのに十分な権利侵害を申請人が認識した日、または認識すべきであった日から起算される。したがって、決定の基準となる時点は、出願人が規則 206.2(d)の規定の意味における必要な事実および証拠を入手した時点、または相当な注意を払った場合に入手すべきであった時点である。[12]
6. 規則 211.4 の規定の意味における不当な遅延があったかどうかは、個々の事例の状況による。
7. 取り返しのつかない損害は、仮処分命令に必要な条件ではない。
8. 規則 263 は、仮処分命令の発行申請にも適用される。[13]

IV. 証拠保全（preserve evidence）の申請
UPC_CoA_177/2024、2024 年 7 月 23 日命令、
Progress Maschinen & Automation v. AWM[14]

1. UPC 協定第 60 条および規則 192 条以下の意味における証拠保全または敷地査察の申請は、これらの措置を実施した者が作成した報告書を含む、措置の結果を申請者に開示するよう求めることを意味する。これは、証拠保全の正当な目的が、訴訟の本案審理における証拠の使用（規則 196.2 および 199.2）であり、これには、本案審理を開始するか否かの決定、および、これらの訴訟手続きにおいて証拠を提出するか否か、また提出する場合にはどの程度提出するかについての決定を行うための証拠の使用が含まれるという事実から導かれる。証拠の開示は、申立人または申立人の代理として行動する特定の者に対して行われることが必要である。さらに、規則 196.1 および 199.1 は、裁判所が証拠を特定の指定された者に開示し、適切な秘密保持条件に従うべき旨を命令で決定できると規定している。これは、UPC 協定第 60 条に基づく申請により

[11] 4.～8.については、それぞれ異なる文脈（セクション）での判事事項である。
[12] 規則 211 が仮処分の申請についての命令に関する規則、規則 206 が仮処分の申請書に関する規則
[13] 主張の修正又は論拠の補正の許可に関する規則
[14] 原告兼控訴人（Progress Maschinen & Automation）は、被告兼被控訴人（AWM）に下された証拠保全命令において、専門家の報告書の開示を要求していたが却下されたため、控訴していた。

開始される手続きが、単に証拠保全や敷地査察自体を目的とするのではなく、申請者への証拠の開示をも目的としていることを確認するものである。[15, 16]

2. しかしながら、証拠保全や敷地査察の申請が認められたとしても、申請者への証拠の開示を無条件に命じることを意味するものではない。UPC 協定第 60 条 1 項に従い、命令は機密情報の保護を条件としなければならない（欧州議会および 2004 年 4 月 29 日付理事会の知的財産権の執行に関する 2004/48/EC 指令第 7 条 1 項も参照のこと。以下「2004/48/EC 指令」）。証拠に機密情報が含まれる可能性がある場合、裁判所は、証拠をどの程度まで申請者に開示するかを決定する前に、相手方の意見を聴取しなければならない。この文脈において、裁判所は相手方に証拠へのアクセスを認め、特定の情報を機密として扱うよう裁判所に要請し、その機密性を維持する理由を提示する機会を相手方に提供しなければならない。相手方がそのような機密保持の要請を行った場合、裁判所は、相手方の潜在的な機密保持の利益を尊重する形で、申請者に回答の機会を提供しなければならない。裁判所は、例えば、規則 196.3(a)に従って、措置の実施中にその場に立ち会うことを許可し、適切な機密保持条件を課した申請者の代理人だけにアクセスを許可することで、これを実現することができる。
3. 相手方当事者が守秘義務を要求する機会は、証拠保全命令や敷地査察に対する救済措置とは区別されなければならない。例えば、規則 197.3 に従って被告の審問を行わずに証拠保全命令を見直すことなどである。したがって、裁判所は、相手方当事者が証拠保全命令や敷地査察に対する救済措置を申し立てないことを決定した場合でも、開示要求について相手方当事者の意見を聴取しなければならない。同様の理由により、証拠保全命令または敷地査察命令の見直しを申請しなかったとしても、証拠開示を黙認したと解釈されない。[17]
4. [18]UPC 協定第 60 条 8 項に従い、裁判所は、申立人が、31 暦日または 20 営業日のいずれか長い期間を超えない期間内に、裁判所による本案の判断につながる訴訟を起こさない場合、被告の請求により、証拠保全または敷地査察の措置が取り消されるか、または効力を失うことを裁判所は確保するものとする（指令 2004/48/EC 第 7 条(3)項およ

[15] 以下の 1.～3.は、証拠保全措置や施設検査措置の結果の開示に関する原則として、控訴裁判所が提示したもの。
[16] 規則 192～199 が証拠保全の命令（差し押さえ）及び査察命令に関する規則であり、特に規則 196 が証拠保全の申請についての命令に関する規則、規則 199 が査察の命令に関する規則である。
[17] 規則 197 は、被告の聴聞なしでの証拠保全命令に関する規則
[18] 4.は、証拠保全命令及び敷地検査命令の取り消しの原則として、控訴裁判所が示したもの。

び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 50 条 6 項も参照)。規則 198.1 および規則 199.2 は、規則 196.4 に言及されている報告書の提出予定日を考慮し、裁判所の命令で指定された日から期間が開始されると規定している。これらの規則は、証拠保全措置または敷地査察の目的が、その措置の結果を本案訴訟で使用することであるという観点から解釈されなければならない（規則 196.2 および規則 199.2)。この点を踏まえ、裁判所は、原則として、証拠の開示を申請者に通知した日付、または申請者による証拠へのアクセスを認めない旨の最終決定を下した日付から起算される期間を命令で指定しなければならない。[19]

V. 技術的資格を有する判事の必要性、登録簿へのアクセス

a. UPC_CoA_472/2023、2023 年 12 月 18 日付命令、
Guangdong Oppo Mobile Telecommunications v. Panasonic Holdings[20]

- 控訴裁判所において、技術的問題を伴わない訴訟手続きについては、技術的資格を有する裁判官なしで決定を下すことができる。
- 規則 323（手続きの言語に関する規則）に基づく命令に対する控訴において、控訴人が規則 224.1(b)および規則 224.2(b)に定められた期間の最終日に、規則 9.3(b)に基づいて答弁書の提出期間を短縮する要求を提出した。この要求を却下することにより、第一審裁判所での手続きにおいて、答弁書は争点となっている手続きの言語で提出しなければならないことになるわけだが、被控訴人の利益および適正手続きの原則を考慮して却下するものである。[21]

b. UPC_CoA_404/2023、2024 年 4 月 10 日付命令、
Ocado v. Autostore[22]

- UPC 協定第 9 条 1 項は、控訴手続きの対象が非技術的な性質のみのものであり、係争中の技術的問題がない場合、控訴裁判所は、法律上の資格を有する 3 人の裁判官のパネルに技術的な資格を有する裁判官を 2 人割り当てる必要なく、その問題を決定する

[19] 規則 198 は、証拠保全命令の取り消しに関する規則
[20] 被告兼控訴人（Oppo）は、訴訟言語をドイツ語から英語に変更する申請を第一審で却下されたので、控訴していた。控訴裁判所において、本件は技術的問題ではなかったので、技術的資格を有する裁判官（２名）を加えず、３名で判断がなされた。
[21] 規則 323 が、特許が付与された言語を手続言語として使用するための一方の当事者による申請に関する規則、規則 224 が、控訴の陳述及び控訴の理由の陳述の提出期間に関する規則、規則 9 が、裁判所の権限に関する規則である。
[22] 原告兼控訴人（Ocado）は、被告（Autostore）との侵害訴訟の登録簿へのアクセスを、被控訴人（個人）が許可されたことに対して、控訴していた。

ことができるよう解釈されなければならない。ただし、技術的資格を有する裁判官が割り当てられた場合、裁判官として技術的側面を含めた紛争全体に対処しなければならないという事実に影響を与えるものではない。

- 規則 262.1(b)に従って、一般市民が訴答および証拠にアクセスできるようにするよう要請がなされた場合、一般市民が訴答および証拠にアクセスできることの利益は、UPC 協定第 45 条に記載されている利益と比較衡量されなければならない。これらの利益には、機密情報および個人データの保護（「当事者またはその他の利害関係者の利益」）が含まれるが、これに限定されない。また、一般の正義および公共の秩序の利益も考慮されなければならない。一般の正義の利益には、訴訟手続の完全性の保護が含まれる。[23]
- 規則 262.1(b)に基づく申立は、規則 262.3 に基づく申立とは異なり、区別して扱われなければならない。

VI. 言語の変更

a. UPC_CoA_101/2024、2024 年 4 月 17 日付命令、
Curio Bioscience v. 10x Genomics[24]

- 公平性の観点から訴訟手続きの言語を特許の言語に変更するよう求める決定を行う際には、すべての関連する状況（all relevant circumstances）[25]を考慮しなければならない。関連する状況は、主として特定の事例および当事者の立場、特に被告の立場に関連するものであるべきである。利害のバランスを考慮した結果が同等である場合、被告の立場が決定要因となる。

b. UPC_CoA_207/2024、2024 年 9 月 5 日付命令、
Advanced Bionics v. MED-EL Elektromedizinische Geräte[26]

1. 原告が選択した訴訟言語が公用語である国に居住しているという事実は、当事者が特許の言語を訴訟言語として使用する申請の決定において重要な要素である。

[23] 規則 262 は、登記簿の一般公開に関する規則。
[24] 被告兼控訴人（Curio）は、第一審において言語の変更（ドイツ語→英語）を求めたが却下されたため、控訴していた。
[25] 判例では、関連する技術分野や証拠で使用されている言語、当事者の国籍または居住地、当事者間の相対的な規模、言語の変更がどのような影響を与えるかが挙げられており、代表者の言語スキル、裁判官の国籍は関連しないとされている。
[26] 被告兼控訴人（Advanced Bionics）は、第一審において言語の変更（ドイツ語→英語）を求めたが却下されたため、控訴していた。

2. UPC 協定第 49 条 5 項は、言語変更の申請を答弁陳述書に記載することを要求していない。このような背景を踏まえ、規則 323.3 は、答弁書提出前に申請を行うことを妨げないように解釈されなければならない。答弁書提出前に申請を行うことは、一般的にさらに好都合である。なぜなら、申請が成功した場合、手続きの初期段階で言語の変更を実施できることが保証されるからである。

c. UPC_CoA_349/2024、2024 年 9 月 18 日付命令、
Google Commerce v. Ona Patents[27]

- 2024 年 4 月 17 日付の控訴裁判所の命令（APL_12116/2024、UPC_CoA_101/2024）で述べられた状況に加えて、公平性の観点から訴訟手続きの言語を特許言語に変更するよう求める申し立てを決定する際には、当事者の内部作業言語、内部調整の可能性、技術的問題に関するサポートの可能性は、関連する状況（relevant circumstances）である。当事者間の他の訴訟が国内裁判所[28]に係属しているという事実は、紛争にも当事者にも関連しておらず、それ自体は関連性が低い。

VII. 費用の担保（Security of Costs）
UPC_CoA_218/2024、UPC_CoA_220/2024、UPC_CoA_222/2024、
2024 年 9 月 17 日付命令、
Volkswagen v. Network System Technologies[29]

- 裁判所は、UPCA 第 69 条 4 項および規則 158 に基づき裁量権を行使する場合には、当事者が提出した事実および主張を考慮した上で、原告の財務状況により、費用命令が回復不能となる可能性、および/または裁判所による費用命令が執行不能となる可能性、または不当に負担の大きい方法で執行される可能性が正当かつ現実的な懸念となるかどうかを判断しなければならない。[30]
- 特定の事例において訴訟費用担保命令が適切である理由を立証し、証明する責任は、そのような請求を行う被告側にある。請求の理由および事実が信頼できる形で提示された場合、特にその当事者は通常、自身の財務状況に関する知識および証拠を有しているため、これらの理由および事実を立証する方法で反論するのは原告側の責任であ

[27] 第一審では、原告（Google Commerce）が、訴訟言語をドイツ語から英語に変更を求めたが、却下されたため控訴していた。
[28] 判決文では、ドイツの地方裁判所を意味している。
[29] 原告（Volkswagen）は、被告（Network System Technologies、以下 NST）に対して、第一審において訴訟費用の担保を提供するように申請していたが却下されたことから控訴していた。
[30] 規則 158 は、当事者の訴訟費用の担保に関する規則

る。担保命令が効果的な救済措置を受ける権利を不当に妨害する理由を主張するのは原告の役割である。

- 被告と比較した原告の相対的な財務状況は、特に、特別目的の特許執行機関に提供される資金調達（限定的）レベルが意図的な経営判断である場合[31]、規則 158 の基準とはならない。

UPC 協定
第 9 条（控訴裁判所）
１．控訴裁判所の合議体は 5 名の多国籍の判事から構成されるものとする。控訴裁判所の合議体は，異なる締約国の国籍を有する法律系判事 3 名と該当技術分野の資格及び経験を有する技術系判事 2 名の構成とする。当該技術系判事は，控訴裁判所の長官により，第 18 条に従い判事プールから指定される
（後略）
第 45 条（公開訴訟）
訴訟は，本裁判所が当事者の一方又はその他の影響を受ける者の利益のために，又は司法もしくは公共の秩序にとっての一般的利益のために必要な範囲について非公開にすると決定しない限り，公開されるものとする。
第 49 条（手続言語）
5. 当事者の一方の要請に基づき，他方の当事者及び審理権を有する合議体に聴取を行った後，第一審裁判所の長官は，公平性を根拠とし，かつ，特に被告の地位のような当事者らの地位を含むあらゆる関連する状況を考慮した上で，特許が付与された言語の手続言語としての使用を決定することができる。この場合，第一審裁判所の長官は，特別の翻訳及び通訳手配の必要性を評価する。
第 60 条（証拠保全及び敷地査察の命令）
１．本裁判所は，訴訟手続開始前であっても，特許権が侵害された，又は侵害されつつあるとの主張を裏付ける合理的に入手可能な証拠を提示した当事者の申請を受 けて，申し立てを受けた侵害に関連する証拠を保全するために迅速かつ有効な暫 定的措置を命じることができる。
５．特に，措置の遅滞により特許所有者に回復不能な損害が発生する場合，又は証拠 が隠滅されることを実証するに足るリスクが存在する場合には，必要な場合には， 他の当事者を審問することなく，措置が講じられるものとする。
８．申立人が，31 暦日又は 20 営業日のいずれか長い方の期間，本裁判所で当該訴訟 の本案に関する判決につながる手続を開始しなかった場合，被告の要請があった ときには，本裁判所は，請求される損害賠償金を損なうことなく，証拠保全の措 置が取り消され，

[31] 被告（NST）は特許を実施しない主体（NPE）であることから、原告（Volkswagen）の財務状況とは大きく異なる。

又は無効とされることを確保する。
第 62 条（暫定的及び保護的措置）
１．本裁判所は，差し迫った侵害を防ぐため，被疑侵害の継続を禁じるため，又はそのような侵害の継続について保証の預け入れを条件とするために，被疑侵害者に 対して，又は被疑侵害者が利用している仲介サービスの提供者である第三者に対 して，適切な場合には定期的な罰金の支払いを要するものとして，暫定的な差止 命令を出すことができる。
２．本裁判所は，当事者の利益を判断する裁量，及び，特にいずれの当事者について も差止命令の発出又は拒否の結果生じる潜在的損害を考慮する裁量を有する。
３．本裁判所は，特許侵害が疑われている商品の押収又は没収を命じ，それらの商業 経路への流入及び，商業経路における移動を防ぐことができる。損害を受けた当 事者の損害の回復が危うくなる可能性が高い状況であることを実証した場合，本 裁判所は，銀行口座その他の資産の封鎖など，侵害者として申し立てられている 者の動産及び不動産を予防的に差し押さえることができる。
４．本裁判所は，１．及び３．に規定される措置に関して，申立人が権利保有者であること，及び申立人の権利が侵害されているか，その侵害が切迫していることを納得 できるだけの合理的証拠を提供するよう申立人に要求することができる。
５．第 60 条５．から９．は，本条に規定される措置に準用される。
第 69 条（訴訟費用）
４．被告から要請があった場合，本裁判所は申立人に対し，申立人が支払い責任を有する可能性のある被告の被る訴訟費用その他の費用について，十分な担保を提供するよう命じることができる。当該費用は，特に第 59 条から第 62 条に規定される場合においては，申立人が支払責任を有する場合がある。

UPC のニュースリリース等は、以下参照
（ニュースリリース）
Unified Patent Court published its first annual report
（年次報告書）
The annual report 2024

UPC 開始に関する欧州知財ニュースは、以下参照
統一特許裁判所（UPC）、待望の欧州単一特許制度がついに開始（2023 年 6 月 1 日）（PDF）

（以上）